

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年2月10日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年9月7日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査対象事務

小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について

2 監査を実施した日

平成27年2月10日

3 措置に係る通知日

(1) 市長から通知があった日 平成27年9月2日

(2) 教育委員会から通知があった日 平成27年8月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容(教育委員会)
<p>(3) 小中学校の樹木について</p> <p>ア 平成25年度に実施された市立小・中学校(南区・中央区)樹木台帳作成業務委託及び市立小・中学校(緑区・中央区)樹木台帳作成業務委託を調査したところ、平成25年度中に樹木台帳が整備されたのは、小学校72校中17校、中学校37校中8校と一部の学校となっていた。また、実施した内容は、学校敷地境界の内側に植栽されている樹木で幹周60cm以上を対象とし、学校敷地内の全ての樹木調査を実施したものでなかった。</p> <p>子どもたちのより一層の安全確保を図るため、今後、対象樹木の拡大など樹木台帳の計画的な整備に向け全体計画について検討されたい。</p>	<p>現在実施している学校敷地境界内側に植栽されている幹周60cm以上の樹木調査は、平成25年度から開始し、概ね4年で終了後、引き続き平成29年度から31年度の3年程度をかけて、未実施である幹周60cm未満及び敷地内の樹木について調査いたします。</p> <p>また、平成27年1月に平成27年度以降の樹木調査に係る整備の対象校を示した年次計画を作成しました。</p> <p>さらに小中学校の樹木調査及び伐採について計画的な執行、維持管理を図るため、全体的な小中学校の樹木維持管理方針を盛り込んだ「相模原市立小・中学校樹木維持管理計画」を、平成27年7月30日に策定しました。</p>

監査の結果	措置の内容（市長）
<p>(5) 保育所の樹木等の契約事務について</p> <p>「契約事務の手引き」(契約課作成)においては、1者随契として発注できる少額な案件は、特定の業者に偏らないようにする旨が示されている。</p> <p>こうした中、平成26年度に行われた保育所に係る樹木剪定等委託、遊戯施設修繕及びプール修繕の1者随意契約について調査したところ、13件中12件において、同一の業者を繰り返し選定していた。</p> <p>このことは、契約事務の基本である公平性、競争性に対する認識が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。</p> <p>契約事務の執行に当たっては、これらに加え、さらに透明性、経済性の観点からも、その重要性を再認識し、契約事務の適正性が疑われることのないよう、事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>契約事務を適正に行うために、平成27年3月13日付けで、改めて「契約事務の手引き」(契約課作成)を課内全職員に周知し、その内容を再確認するように指導いたしました。</p> <p>契約事務の業者を選定するに当たり、特定の業者に偏らない業者選定を行うための方策の検討を行い、執行する業務ごとに、どの業者を選定したかがわかる一覧表を平成27年7月に作成し、管理することで、業者選定状況を確認できるようにいたしました。</p> <p>この一覧表により、契約事務を行う前に、担当者が選定した業者がその業務内容に適しているか、業者の選定に公平性が保たれているかなどに着眼して、財務担当者及び決裁者が選定内容の確認を行うようにいたしました。</p> <p>また、1者随契で発注できる案件につきましても、業務内容や現場の地域性を考慮するなどして、適正な業者の選定を行い、公平性、競争性を保つように改めるとともに、契約金額の経済性も考慮し、近隣保育園で同種の業務がある場合は、まとめて入札や見積合わせを行うなど、契約方法の見直しも行いました。</p>